○オーストラリア国防軍の構成員又は文民構成員による犯罪等の取扱いについて
（通達乙）

（令和５年９月20日　刑企発第362号）

（概要）

日本において、オーストラリア国防軍の構成員又は文民構成員による犯罪等が発生した場合の取扱いについて定めたもの。